

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和2年6月25日（木）
午前10時45分 開会
午前11時32分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真
副委員長 田中藤一郎
委員 井上 正治、上田 伴子、
清水 寛、竹中 理、
福田 嗣久
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 木山 敦子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 西田 真^印

文教民生委員会・文教民生分科会次第

2020年6月25日（木）本会議休憩中
第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 付託・分担案件の審査
 - ア 委員会審査
 - イ 分科会審査
 - (2) 委員会意見・要望のまとめ
 - (3) 分科会意見・要望のまとめ
- 4 その他
- 5 閉 会

令和2年第3回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

報告第16号 専決処分したものの報告について

専決第9号 損害賠償の額を定めることについて

第92号議案 豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

第93号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）

文教民生委員会名簿

2020.06.25

【委員】

| 職名 | 氏名 |
|------|--------|
| 委員長 | 西田 真 |
| 副委員長 | 田中 藤一郎 |
| 委員 | 井上 正治 |
| 委員 | 上田 伴子 |
| 委員 | 清水 寛 |
| 委員 | 竹中 理 |
| 委員 | 福田 嗣久 |

7名

【当局】出席者に着色をしています。

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 地域コミュニティ振興部長 | 幸木 孝雄 | 市民生活部長 | 谷岡 慎一 |
| 地域コミュニティ振興部参事 | 桑井 弘之 | 市民課長 | 定元 秀之 |
| 生涯学習課長 | 大岸 和義 | 市民課参事 | 川崎 智朗 |
| 生涯学習課参事 | 旭 和則 | 生活環境課長 | 成田 和博 |
| 文化振興課長 | 米田 紀子 | 城崎振興局 市民福祉課長 | 土岐 浩司 |
| 文化振興課参事 | 橋本 明宏 | 竹野振興局 市民福祉課長 | 船野 恵子 |
| 新文化会館整備推進室長 | 櫻田 務 | 日高振興局 市民福祉課長 | 前野 郁子 |
| スポーツ振興課長 | 池内 章彦 | 日高振興局 市民福祉課参事 | 川端美由紀 |
| | | 出石振興局 市民福祉課長 | 川口 雅浩 |
| | | 但東振興局 市民福祉課長 | 柏木 敏高 |
| | | 但東振興局 市民福祉課参事 | 田邊 雅人 |

8名

11名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|-------|----------|-------|
| 健康福祉部長 | 久保川伸幸 | 教育次長 | 堂垣 真弓 |
| 社会福祉課長 | 原田 政彦 | 教育総務課長 | 永井 義久 |
| 社会福祉課参事 | 小野 弘順 | 教育総務課参事 | 木之瀬晋弥 |
| 社会福祉課参事 | 大谷 賢司 | 教育総務課参事 | 宇川 義和 |
| 高年介護課長 | 恵後原孝一 | 教育総務課参事 | 大谷 康弘 |
| 高年介護課参事 | 武田 満之 | こども教育課長 | 飯塚 智士 |
| 健康増進課長 | 宮本 和幸 | こども教育課参事 | 内海 忠裕 |
| 健康増進課参事 | 村尾 恵美 | こども教育課参事 | 恵後原博美 |
| 健康増進課参事 | 三上 尚美 | こども育成課長 | 木下 直樹 |
| | | こども育成課参事 | 吉本 努 |
| | | こども育成課参事 | 富岡 隆 |
| | | こども育成課参事 | 吉谷 孝憲 |
| | | こども育成課参事 | 山本加奈美 |

9名

13名

【事務局】

| 職名 | 氏名 |
|--------------|-------|
| 議会事務局主幹兼調査係長 | 木山 敦子 |

合計49名

午前10時45分開会

○委員長(西田 真) 皆さん、お疲れさんです。今日は、6月議会の閉会日ということで、本議会が始まっております。そして、今は文教民生委員会ということで、分科会もあるんですけど、皆さん、ご協力していただきながら、スムーズな進行に格別のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから文教民生委員会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

また、当局から説明補助員として、こども教育課、坂本課長補佐を出席させたいとの申出があり、許可しておりますので、ご了承を願ひます。

また、一般会計に関する予算関係議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は、委員会と分科会を適宜切り替えて行いますので、ご協力をよろしくお願ひをいたします。

これより協議事項(1)番、付託・分担分科案件の審査に入ります。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案の説明、質疑、討論、評決を行い、その後、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された議案の説明、質疑、討論、評決を行います。その後、委員のみで委員会及び分科会意見、要望等の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえていただき、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いいたします。

また、発言の最初には必ず課名と名字をお願いします。

議案の審査につきましては、お手元の議案付託・分科会分担表の順に行いますので、ご了承願ひます。

まず、報告第16号、専決処分したものの報告について、専決第9号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長(宮本 和幸) それでは、本日追加提案されました議案書の1ページをご覧ください。報告第16号、専決処分したものの報告についてをご説明いたします。

本件は、市長に委任する専決処分事項の指定についての規定により専決処分しましたので、地方自治法の規定により報告するものです。

2ページをご覧ください。専決第9号、損害賠償の額を定めることについてをご説明いたします。

本件は、交通事故による物損事故で令和2年5月19日午前11時15分頃、豊岡市加広町地内において発生したものです。6月17日付で専決処分し、損害賠償額は3万603円で、相手方及び事故の概要につきましては記載のとおりです。

事故の状況につきましては、お配りしている説明資料をご覧くださいと思います。今回の事故は、相手方が一旦停止の道路から交差点内に進入してきたときに、回避できなかったことが原因であり、今後は運転中の安全確認の徹底や常に危険を予測した運転を心がけることにより、事故を未然に防ぎ、再発防止に取り組んでまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) 特にご異議がありませんので、報告第16号、専決第9号は、了承すべきことに決定しました。

次に、第92号議案、豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課、定元課長。

○市民課長(定元 秀之) それでは、追加議案書の3ページをご覧ください。第92号議案、豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号通知カードの再交付手数料に係る規定を削

るものです。

5 ページをご覧ください。内容につきましては、条例案要綱によりご説明いたします。

1 の改正の内容ですが、手数料を徴収する事務及び額を定める総務手数料関係の表から、個人番号通知カードの再交付手数料に係る規定を削ります。

2 の附則において、この条例は公布の日から施行することとします。

6 ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） これは、国のほうからの流れなんですけども、実は、市民の皆さんはこのことをどれだけ知ってるか知ってないか、僕は分からないんですけども、やはりこれまであった通知書というものいろんな形で使えてましたね、これまでは。コピーをしたりして使えました、カードが発行していない人は。その辺をしっかりとやっぱり市民の皆さんにお知らせすることは、私は大切ではないかなというふうに思いますし、国も目標を持って、結構高い数字をもって、ちょっと忘れちゃったけども、早い時期にもうある程度高い比率で発行ね、ナンバーカードを発行したいというふうな目標を持っているわけですよ。今もいろんな議論をされて、それで連動して、いろいろといろんな内容を付加したいというようなこともあるんですけども、市民の皆さんに、やっぱりそのことをしっかりと知らせることが大切かと思うんですけども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 一応、この通知カードが廃止されたということにつきましては、今のところはホームページ等で載せております。それについて、国のほうで5月25日から廃止になりましたということで、一応載せて、市民の方には通知とお知らせをしたという考え方はしております。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） ホームページもいいと思うんですけど、市の広報にもやはりどっかの欄に、廃止されたということは、お知らせすることは必要かなというふうに思いますけども、その辺はいかがですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） また、その全体的な広報的、何か、ほかにまたお知らせできる方法等考えまして、また市民の方に知らせるようにしたいと思います。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第92号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午前10時52分 委員会休憩

午前10時52分 分科会開会

○分科会長（西田 真） 休憩前に引き続き分科会を開会します。

第93号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入等の順に一気に説明をお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、順次説明願います。

どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 追加議案書は20ページをご覧ください。上の枠の3段目になります。市民プラザ管理費について説明をさせていただきます。

まず、これらの予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防のために必要な消毒薬剤などの消耗品費、それから体表面温度検知機器などの備品購入を予算措置しようとするものです。

さらには、イベント等の施設収容率を当面50%としておりまして、事業運営への影響が懸念されることから、主催者に対して施設使用料の2分の1相当額を補助しようとするものでございます。

続きまして、追加議案書16ページをご覧ください。上から2つ目の枠の一番下、3枠目でございますが、文化芸術振興費補助金のうち17万3,000円は、先ほど説明させていただいた市民プラザの感染症予防対策に係る消耗品や備品の購入に対します国庫補助金でございます。

さらに、その下の枠の2行目でございますけれども、芸術文化公演再開緊急支援事業費補助金、こちらのうちの30万3,000円は、市民プラザ使用料補助に対します県の補助金でございます。

生涯学習課の説明は以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ

○文化振興課長（米田 紀子） それでは、議案書の26ページお願いいたします。上から2つ目の枠、市民会館管理費から住吉屋歴史資料館管理費まで、いずれもこの予算は、新型コロナウイルス感染症予防対策に係ります消耗品と備品購入に充てるものでございます。備品につきましては、先ほど市民プラザでもありましたように、各施設に非接触式温度計を配置いたし、市民会館には併せて体温検知カメラ1台を配置する予定でございます。

続きまして、歳入です。16ページお願いいたします。上から2つ目、市民会館使用料25万6,000円の減額です。これも、先ほど生涯学習課で説明のありました芸術文化公演の再開緊急支援事業で、対象となる事業のホール使用料の2分の1を減

免いたしますので、その2分の1相当額を減額させていただきます。

また、このうち半分は県の負担となりますので、同じページの3つ目の枠、2つ目でございますが、社会教育費補助金、芸術文化公演再開緊急支援事業費補助金、このうち12万8,000円が市民会館分の補助金となります。

続きまして、同じページの上から2つ目の枠、一番下です。国庫補助金、社会教育費補助金で文化芸術振興費補助金、このうち36万6,000円が、先ほど説明させていただきました感染症予防対策に係る国の補助金でございます。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 26ページをお願いいたします。下段の枠ですけれども、日高文化体育館管理費です。兵庫県が創設しました芸術文化公演再開緊急支援事業に係る市負担分を措置をするものです。

すみません、16ページをお願いします。下から2つ枠目の芸術文化公演再開緊急支援事業費の補助金のうち、3万2,000円はスポーツ振興課分になります。以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それでは、20ページのほうをご覧ください。20ページの下の枠でございます。下の枠の真ん中辺りでございますが、ひとり親世帯等臨時特別給付金支給事業1億2,623万6,000円についてでございますが、これにつきましては、ひとり親世帯及び就学援助費受給世帯への臨時特別給付金でありまして、こども教育課分も併せて説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの事業目的としましては、コロナ感染症の影響により、子育て負担の増加や収入の減少した世帯を対象に給付金を支給して、生活の安定を図ろうとするものでございます。

交付金のうち、ひとり親世帯臨時特別給付金8,800万円につきましては、これは、国の第2次補正予算に対応したものでございまして、自治事務と

して実施するものでございます。児童扶養手当受給世帯等へのまず基本給付分としまして、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円の給付額で、830世帯を見込んでおります。収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付として、1世帯5万円の給付額で678世帯を見込んでおり、延べ1,508世帯を見込んでおります。

次に、就学援助費の受給世帯給付金3,800万円についてでございます。これは、本市独自の対応でございます。就学援助受給世帯等への基本給付分として472世帯と、収入が減少した就学援助受給世帯への追加給付分として132世帯、延べ604世帯を見込んでおります。

給付額については、ひとり親世帯と同額となっております。また、これの給付に係ります事務費につきましては、消耗品費から通信運搬費までの事務費を見ているところでございます。計上しております。

支給時期としましては、申請不要の対象者については、8月14日の振込を予定しております。申請が必要な対象者については、申請後、可能な限り速やかに支給したいというふうに考えております。

上の人件費というところでございます。人件費245万4,000円につきまして、これは、特別給付金の給付事務を遂行するため、会計年度任用職員を社会福祉課に2名、こども教育課に2名の合わせて4名の職員を3か月間程度雇用するための人件費というふうになっております。

続きまして、歳入でございます。16ページをご覧ください。16ページの上から2枠目でございます。一番上、ひとり親世帯臨時特別給付金、給付事業費補助金8,943万2,000円についてでございます。これは、国庫補助10分の10で、全額国費対応となっております。以上でございます。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 24ページをご覧ください。中段とその下の枠になります。まず、小学校の関係ですけども、学校施設管理費の中で授業用備品というものがございます。この内容につきましては、デジタルテレビ、電子黒板、それからプロジ

ェクターというような内容になっておりまして、三密を防ぐために、今までは1つの教室でそういった情報機器を使ってやっておりましたが、それを2つの教室に分けてするようなことになると、それぞれ備品が必要になりますので、その追加する部分についての補正ということでお願いします。小学校につきましては、デジタルテレビですけども、5校16台、電子黒板が4校13台、プロジェクターは2校5台ということです。その下ですけども、中学校につきましては、デジタルテレビにつきましては3校15台、電子黒板が1校2台、プロジェクターが3校14台という内容です。

次に、26ページをご覧ください。一番下の枠になります。給食センターの管理費の消耗品でございますが、給食センターの調理員の熱中症予防のために、調理着を購入させていただくものになっております。84人の着替えも含めまして、2着分ということ。それから、日高給食センターの和え物食缶というものが1層構造になっておりまして、夏季休業が短縮することによりまして、暑い時期に給食を配送する必要がございますので、その分の冷却をするような保冷剤と、その下に敷きます深型バットというものを、それぞれ50個ずつ買おうということでございます。

事業予備費につきましては、その保冷剤、冷やします冷凍庫が1台、併せまして、これは全給食センターですけども、学校に食材を運びますときに、温度変化を計測するような温度記録器というものを全部で15個購入するというような内容になっております。

次に、歳入でございます。16ページをご覧ください。上から2つ目の2行目になります。学校教育活動再開支援事業費の補助金、これは先ほどのコロナ対応に関します歳出の2分の1の国庫補助になっております。以上でございます。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） 24ページをご覧ください。24ページ、一番上の枠になりますが、まず、スクールサポートスタッフにつきましては、

これは学校の業務の負担軽減のために、配置するものとなっております。一応、6学級以上ある学校に配置する予算で、小学校は21校、中学校は4校分の予算のほうを計上させていただいております。

その下、教育プラン推進事業費とありますが、これは子供たちの学習指導の充実、きめ細やかな学習指導をするために、6小学校に学習指導員を配置するものとなっております。その下の段ですが、感染症対策事業費、これにつきましては、消毒費であったり、夏の冷房等を使っているときの換気をスムーズに行うために、換気扇のないところに換気扇をつけたりといった予算となっております。

続いて、16ページをご覧ください。16ページ、上から2枠目の学校教育活動再開支援事業費補助金が、これが先ほど言いました消毒液や換気扇等の歳入のほうとなっております。

その下の枠の学習指導員配置事業費補助金、それからスクールサポートスタッフ配置事業費補助金が先ほど説明したその2つの歳入となっております。以上です。

○分科会長（西田 真） 終わりましたね。

説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） ちょっと聞き漏らしたかも分からないんですけども、20ページのところで、ひとり親世帯への臨時特別給付金と就学援助費受給世帯への臨時特別給付金について、ちょっと分からないものでお尋ねします。

ひとり親世帯の方で児童扶養手当をもらわれている方ともらわれてない方とで給付金が違うんですね。これは、同じように給付、ひとり親世帯の人に対しては、児童扶養手当をもらってない方にも、この特別給付金は行くということなんでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） ひとり親世帯の特別給付金については基本、基本というのか、児童扶養手当の支給を受けている者が基本になりますけども、児童扶養手当の支給を受けておられない方で、

収入がコロナの影響で減少された方についても支給対象になっております。ただし、資格としては、ひとり親世帯というところが資格対象者になってまいります。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） これ、この場合については、コロナによって、収入が減少したひとり親世帯に限るということでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） それ以外にも、公的年金の給付を受けていることによって、児童扶養手当の支給が受けられない方、この方についても対象になります。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） ちょっともう一つ分からないんだけど、ひとり親世帯で児童扶養手当をもらっておられない方で、就学援助はもらっておられるとしたら、その場合についても、ひとり親であれば、そういう臨時給付金は行くという理解でいいんでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 児童扶養手当はもらっておられないけれども、就学援助はもらっておられるひとり親世帯ということですよ。そうですね、まず、ひとり親の方であれば、社会福祉課のほうのひとり親世帯の特別給付金の資格があるかどうかということで、まず、そちらのほうで申請をさせていただきたいと思います。そちらのほうで拾えないとか、引っかからない場合については、就学援助のほうで、そちらのほうで拾うとか、対象になるかどうかというような、そういう手続になるかと思っています。児童扶養手当のほうが支給要件としては少し広めになっておりますので、非常に対象層としては広がっておりますので、こちらのほうで拾えることになります。そうですね、以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 何かますます混乱したんですけども、これは、就学援助を受けておられるひとり親世帯があるとしたら、その方については、ひとり

親世帯臨時特別給付金と就学援助受給世帯特別給付金とダブルで支給されるということではないんですね。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） どちらか、いずれかのほうで給付をさせていただくものになります。しかも1回限りということで、以上です。

○委員（上田 伴子） 分かりました。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） この点については分かりました。

それから、もう1点、24ページのスクールサポートスタッフで各小・中学校にカウンセラーの方が配置されるんですけども、カウンセラーというんですか、スクールカウンセラーとか配置されるんですけども、人数的には大体小学校6学級以上とか中学校とかいって、校数は聞いたんですけども、今おられる方にプラス採用をされるということなんでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） まず、スクールサポートスタッフとスクールカウンセラーとは全く違いまして、このスクールサポートスタッフというのは、授業の準備をしたりとか、あと電話の取次ぎをする、それから会議のときの資料の印刷をしたりとか、そういったような学校業務の改善に関するスタッフになります。したがって、現在、豊岡市で配置しているのは日高小1校のみですから、そこには配置は除いて、それ以外の学校で配置を考えております。また、基本的には、今言いました人材の今度は確保という形になってきますので、各学校でここに入っただけの方には当然、守秘義務とか、様々な形で守っていただかなければならないので、誰でもいいというわけではありませんので、各学校のほうでそのスタッフを今探していただいているところになりますので、以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） この方については、じゃあ、

教員免許を持っておられない方でもいけるということなんでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） おっしゃるとおり、教員免許がなく、大丈夫です。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 分かりました。

あと、先ほど言ってましたスクールカウンセラーとか、そこら辺については、ここにはちょっと上がってないことではあるんですが、ついでにすみません、そこら辺の補強といいますか、今おられる方たちで大体そういう点についてはできるという方向でか、もし強化されるということの方向性はないんでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） 現状で今、全ての全小・中学校にスクールカウンセラーのほうは配置をしております。それプラス各学校から要請があった場合には、特別に派遣をする仕組みになっておりますので、現状のところ、それで対応できるというふうに考えております。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 分かりました。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（上田 伴子） はい。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） ちょっと確認というか、予算のほうにも三密ということですが、換気扇だとか、いろいろつけてるんですけども、やはりそれなりの暑さ、また、これから異常な暑さが西日本はあるというふうなところで、教室のエアコンの設定気温だとか、そういったものが設けられているのかどうか、その辺りちょっと聞かせていただきたいです。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 基本的に学校には、例年ですと、28度ぐらいの中で、学校ごとに環境が違ったり、教室でも1階から3階までであるところがありますので、今年度については、学校長の判断

でエアコンを付けるタイミング、時期でありますとかってというのは判断いただくようにしておりますし、昨日、校園長会の中でも、換気の目安といたしますか、国のガイドラインにも書かれているんですけども、非常に幅のある、学校長で判断が分かりにくいということがありましたので、それを教育委員会としての目安ということで通知をしております。具体的に申し上げますと、学校によっては、常時換気するみたいなことがあったところがありますので、涼しいときはそれでいいんですけども、暑いときには、マスクをして授業をするようなことがありますという意味がありませんので、そこは、換気扇の性能が10分間で教室の中の空気を入れ替えれるぐらいな能力があるというようなことがありますもので、例えばですけども、休み時間に集中的に換気をしてくださいというようなことを昨日はお願いをしております。

○分科会長（西田 真） 田中副委員長。

○委員（田中藤一郎） ちょっとクラスによって違うような話を僕も聞いてるんですけど、中にはもう28度設定が何か決まってるような言われ方している先生が出て非常につけてるんだけど全然効力がない、中には、ほかの教室は涼しい教室があったりだとかいうふうなところがあるので、その辺の先ほど聞いていると、臨機応変なんですけれども、ただ、やっぱり環境を今回は特に暑いで、その辺は本当に緩めたような中で、しっかりとした形を学校のほうにもお伝えいただいて、子供が本当に熱中症やそういうことのないようにだけお願いしたいなというふうに思います。以上です。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

○委員（福田 嗣久） よろしいか。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） ひとり親世帯の特別給付金について全額国庫ということでしたね。それで、ちょっと教えていただきたいんですけども、1、2、3の児童扶養手当の支給を受けている者の判断は、ざくっと言うてどんなもんですか、収入ですか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○委員（福田 嗣久） 子供さんが1人の場合も、2人の場合もあるんでしょうけども、1人の場合で考えて。

○社会福祉課長（原田 政彦） そうですね、こちらの判断については、まず、その支給要件があるかどうかいうところを見ます。その支給要件となりますのは、まず、その対象となる児童が18歳未満であるかどうかということと、あと、20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童の場合、それから、たくさんあるんですけども、父母が離婚している場合であるとか、あとは父、母のいずれかが重度の障害の状態であるとか、そういった要件もございます。あとは収入要件でございます。収入につきましては、例えば受給者本人が子供さんと住んでいるということであれば、受給者の所得制限限度額がございますし、そこにおじいちゃん、おばあちゃん、一緒に住んでるとか、兄弟と一緒に住んでるといことになれば、扶養義務者等という扱いになりますので、この扶養義務者の方の所得も見る必要があって…（発言する者あり）はい、ここにも所得限度がございますので、これを勘案して給付するということになります。以上です。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） それで、ちなみにこの児童扶養手当は、要するに幾ら支給されるんですか、これもいろいろと違うんでしょうけど。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） まず、児童が1人の場合の全部支給につきましては4万3,160円、児童1人でちょっと細かくなってしまいますけども、一部支給っていうのもあるんですね、その場合は4万3,150円から1万1800円の間で、それぞれ人によって違います。それから、児童2人目の加算額がございます。全部支給の方については、児童2人目の加算は1万190円、一部支給はちょっと細かくなりますので、省略させていただいて、次に、児童3人目以降の加算額は、1人につき全部支給の場合は6,110円になっております。以上です。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） それで、②の公的年金給付を受けている場合ということで、支給を受けていない人なんですけども、当然、公的年金ですから、はっきりするんですけども、それは、公的年金を受けることによって、先ほどの算式から該当しないということになった人ですね、そういうことですね。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） そのとおりでございます。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） それから3番目の直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に落ちた人、家計が急変して、これ新型コロナなんですけれども、その水準になった人がこの特別給付金の支給ということですね、そういうことですね。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） おっしゃるとおりです。少し具体的に言いますと、何らかの理由によりまして、申請時点において、児童扶養手当の認定請求を受けていらっしゃる方、そういった方も対象でございますし、それから、現在は児童扶養手当の資格者なんですけれども、現時点では、所得が高いということで全額停止になっていらっしゃるような方もおられます。そういった方も対象になります。また、最近、6月の17日に国から示されたQ&Aの中で、新たに令和2年6月以降の離婚等により、児童扶養手当の対象となる水準となっている方も含まれます。ちょっと非常に複雑になっておりますけども、そういった方々が対象になるということです。以上です。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） もう一つですけども、イの追加給付は、要するに追加給付は、支給対象者のうち、家計が急変した場合は、先ほどの一番下の追加の5万円をまた再度ダブルでしますということです。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） そのとおりでございます。基本給付の中の①、②ですね。①が6月分の

児童扶養手当の支給を受けている方、②が公的年金等を受けていることによって、児童扶養手当の支給を受けていない方、この方のうち、収入が大きく減少した方、こういった方が対象です。以上です。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） もう一つですけども、先ほど両親なんかの話をされましたけれども、そこも合算だということで理解はするんですけども、一つそういった家庭の場合の何ていうかな、世帯分離いうか、所帯、世帯分離いうんですかいな、そういったことの考え方は、市としてはどんなふうな考え方を取っておられるのでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） そうですね、世帯分離をされたとしても、この児童扶養手当の支給につきましては、実態で見させていただきますので、世帯分離とは関係なく、例えば生活が同一であるかどうか、そこを見ますので、分離とは関係ないということになりますね。以上です。

○委員（福田 嗣久） 実態で見るということですね。

○社会福祉課長（原田 政彦） そうです、はい。

○分科会長（西田 真） よろしいですか。

○委員（福田 嗣久） 結構です。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

分科会を暫時休憩します。

午前11時24分 分科会休憩

午前11時24分 委員会再開

○委員長（西田 真） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

以上で委員会に付託、また分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言をお願いします。当局の皆さん、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 先ほどの福田委員とか上田委員が質問されて、答弁された簡単な資料ってありますかね。やっぱり分かりにくいな。

○健康福祉部長（久保川 伸幸） 簡単なのではないです。非常に説明しても多分難しい。

○委員長（西田 真） いや、聞いてとってもなかなか難しいんで、何か概要版みたいなのがあったら、委員としては非常に助かるなどは思ったりしてるんですけど。

○健康福祉部長（久保川 伸幸） 今言ったようなことはもう逐一詰めていかんと。そういった資料がないんで、読み込まないと。

○委員長（西田 真） ないですか。

○社会福祉課長（原田 政彦） そうですね、せんだって、会派勉強会のときにお配りさせていただいたやつと、今度7月の6日に配布します、そこはすごく完全に分かりやすいような資料にはさせていたでますけれども、事細かく、一つ一つ丁寧に書くと、また分かりにくくなって。

○委員長（西田 真） いや、細かくじゃなしに、概略が分かればいいんで。

○健康福祉部長（久保川 伸幸） 広報はこないだ会派勉強会でお渡しした……。

○委員長（西田 真） 資料しかないという……。

○健康福祉部長（久保川 伸幸） 一般的なことで、ですので、独り親の方はまず、うちに相談いただく、ひとり親でも就学援助を受け取られる方もありますが、まずはひとり親の国庫を優先して給付いただいて、それにかからない場合には、そちらの就学援助のほうもということにしたいと思いますので。

まずは相談いただけるように、しっかり広報したい

と思います。

○委員長（西田 真） そうですね、取りあえず分からなかったら、窓口に来いと、そういうことでね。

○健康福祉部長（久保川 伸幸） それで結構です。

○委員長（西田 真） 窓口に来られたときには、親切な説明をしてくださいね、よろしく願います。

ほかにありませんかね。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 今の関連で、ひとり親が何人ぐらいで、児童扶養手当が受けてる方が何人ぐらいっていう、そういう数的なもんは出ますか。

○委員（福田 嗣久） 所帯数で書いてある感じがする。

○委員（上田 伴子） 後で。

○健康福祉部長（久保川 伸幸） 会派勉強会のときにも、資料の中で……。

○委員（福田 嗣久） あったな、さっき。

○健康福祉部長（久保川 伸幸） はい、ひとり親は830世帯を想定しています。

○委員（福田 嗣久） 資料にありましたで。

○委員長（西田 真） 上田委員、いいですか。（発言する者あり）資料があるようですんで、そちらを見てください。

ほかにありませんか。

これはちょっと言うときたいとか、言い忘れたとか、その辺は当局の皆さん、ないでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ありませんか。（「ありませんが」と呼ぶ者あり）

もったいぶらずにしゃべれるところはしゃべっていただけたとは思いますが、どうでしょう、何も言うことないですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）分かりました。

委員の方もないですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、了解しました。

それでは、以上で委員会に付託、また分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

同じこと言いましたね、今、ごめんなさい。

それでは、ここで当局職員の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとう

ございました。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前 11 時 27 分 委員会休憩

午前 11 時 29 分 委員会再開

○委員長（西田 真） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、協議番号3番の（2）委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。

委員の皆さんからの提案について、委員会意見・要望とすべきか協議を行いたいと思います。

暫時休憩します。

午前 11 時 29 分 委員会休憩

午前 11 時 29 分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開いたします。

ただいま委員会意見・要望とすべきかということで話をしましたが、特につける必要はないということですので、そのようにさせていただいてよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、ただいま協議いただきました委員会意見・要望を含む委員長報告の案文については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午前 11 時 30 分 委員会休憩

午前 11 時 30 分 分科会再開

○分科会長（西田 真） 休憩前に引き続き分科会を再開します。

次に、協議番号3番の（3）分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会の意見・要望として、予算決算委員会に

報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

委員の皆さんから提案について、分科会意見・要望とすべきか協議を行いたいと思います。

暫時休憩します。

午前 11 時 30 分 分科会休憩

午前 11 時 30 分 分科会再開

○分科会長（西田 真） 休憩前に引き続き分科会を再開いたします。

先ほど分科会意見・要望とすべきか協議を行いました。特にないということですので、それでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、ただいま協議いただきました分科会意見・要望を含む分科会長報告の案文については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会します。

午前 11 時 31 分 分科会閉会

午前 11 時 31 分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開いたします。

最後に、協議事項4、その他についてを議題いたします。

委員の皆さんから何か協議や意見交換等すべき事項があればご発言願います。何かありませんでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 特にないようですので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前 11 時 32 分閉会
